

令和5年9月27日
 東日本高速道路株式会社 北海道支社

車両制限令等違反車両に対する合同取締を実施
 ～史上2度目！高速ICで北海道警察・北海道開発局・北海道運輸局との4機関合同実施～
 ＝事故・道路劣化・脱輪の防止を目指して＝

NEXCO東日本北海道支社(札幌市厚別区)は、9月27日(水)、**E5**道央自動車道(道央道) 苫小牧東インターチェンジ(IC)において、北海道警察・北海道開発局・北海道運輸局と合同で、以下のとおり、道路交通法違反や車両制限令違反の一斉取り締まり及び車両脱輪防止の啓発を実施し、車両制限令違反車両1台に対して措置命令書を発出したほか、許可証不携帯車両1台についても警告を行いました。また、車両14台を引き込み、脱輪防止啓発を行いました。

従前より、交通事故防止・道路保全などの観点から、関係機関と連携して違反車両に対する取り締まりを行っておりますが、依然として、積載不适当車両からの積載物の落下に起因する交通事故や、重量制限違反車両による路面・道路構造物の損壊などが社会的に大きな問題となっています。

関係機関と一体となり安全・快適な高速道路空間の実現を目指すべく、今回の取り組みを広く周知することで、違反の防止・抑止につなげたいと考えております。

1. 実施概要

(1) 実施日時	令和5年9月27日(水) 10:30～12:00	
(2) 実施場所	E5 道央道 苫小牧東IC	
(3) 実施機関	NEXCO東日本北海道支社 北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 北海道開発局 室蘭開発建設部 北海道運輸局 自動車技術安全部	
(4) 取り締まり結果	引き込み台数	16台
	内訳	措置命令(車限令違反) 1台
		警告(許可証不携帯) 1台
	積載点検	14台



(車長・重量計測)



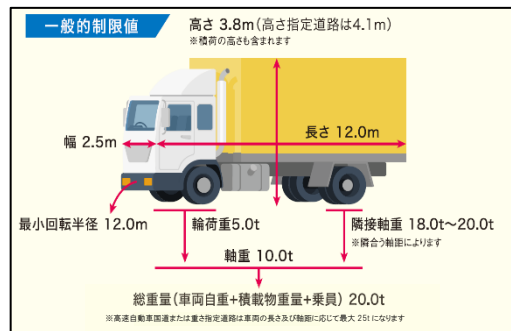
(積載方法点検)

2. 車限令違反防止のための当社の取り組みについて

道路法の政令である車両制限令(車限令)で定められた幅・重量・長さ・最小回転半径の一般的制限値に違反する車両が道路を走行することは、原則的に禁止されており(右図参照)、車限令に違反する車両が道路を走行すると、道路の損壊・劣化や交通事故の発生につながる恐れがあります。(注1)

これらの事態により、走行中のお客様の安心・安全が脅かされるのを防ぐため、NEXCO東日本は、「車限隊」(注2)

を組織し、日ごろから車限令違反車両に対する取り締まりを行っています。また、車限令違反を繰り返し行った「大口・多頻度割引」(注3)の契約者に対しては、割引の停止措置などを行います。



(注1) やむを得ない場合には、事前に道路管理者から特殊車両通行許可を受けることにより、車限令の制限値を超過した車両を走行させることができます。

(注2) 道路法に基づき道路管理者から指定された道路監理員などからなる組織であり、車限令に違反する車両の通行の中止を命じる権限などを有します。

(注3) NEXCO3社が行っている、高速道路を頻繁に利用するお客様向けの施策であり、大口・多頻度割引契約をすることにより、NEXCO3社が管理する高速道路の通行料金が割引かれます。

～車限隊よりトラックドライバーの皆さまへ～

日々取り締まりにご協力いただき誠にありがとうございます。
取り締まり現場でドライバーから事情を伺う中で、「車両制限令違反」の認知がとても低いと感じています。
車両制限令違反は道路の損壊だけでなく、ドライバー本人の安全をも脅かす大変危険な行為です。
取り締まりを通して、「車両制限令」の認知を高め、理解していただけるよう今後も取り締まりを行っていきたく思います。
ご協力のほどよろしくおねがいいたします。



NEXCO東日本グループでは、2021～2025年度までの期間を「SDGsの達成に貢献し、新たな未来社会に向け変革していく期間」と位置づけ、様々な取り組みを行っています。

今回の「車両制限令等違反車両の合同取締」については、安全・安心で信頼できる高速道路の提供などにつながる事業活動としてSDGs目標の9番、16番、17番に貢献するものと考えています。

